

# 奥比叡参詣自動車道事業供用約款

## 第1条（約款の効力）

当社の経営にかかる次の一般自動車道（以下「自動車道」という。）の供用に関する契約は、特約のある場合を除き、この約款によるものとする。

ただし、この約款に定めない事項については、法令の規定又は、一般の慣習によるものとする。

### (1) 奥比叡参詣自動車道

（滋賀県大津市坂本本町4220番地から滋賀県大津市仰木四丁目字御所4059番2まで）

## 第2条（供用期間等）

自動車道を使用できる期間（以下「供用期間」という。）及び自動車道を使用できる時間（以下「供用時間」という。）は次のとおりとする。

供 用 期 間	供 用 時 間
3月 1日～11月30日	7時 ～ 23時
12月 1日～ 2月 末日	9時 ～ 19時

(1) 上記供用期間及び供用時間について臨時に変更するときは、料金徴収所に掲示する。

(2) 比叡山延暦寺において特別の行事が行われるときは、早朝より営業することがあります。

## 第3条（使用料金）

自動車道の使用料金は、供用の日において国土交通大臣の認可を受けている使用料金とする。

## 第4条（使用券）

使用券の種類は次のとおりとする。

- 1) 普通通行券
- 2) 回数通行券

## 第5条（使用料金の収受等）

- 1 使用料金は、あらかじめ特約のある場合を除き、最後の使用料金徴収所通過の時に収

受する。

- 2 自動車道を通行する自動車の運転者及びその同乗者（以下「使用者」という。）は、最初に通過する料金徴収所において通行券の交付を受け、最後に通過する料金徴収所において、当該通行券を渡して使用料金を支払わなければならない。
- 3 当社の自動車道及び比叡山自動車道株式会社の自動車道を接続して使用する者は、最初に通過する料金徴収所において通行券の交付を受け、最後に通過する料金徴収所において当該通行券を渡し、両社の自動車道の使用料金をあわせて支払わなければならない。
- 4 第4条に定める回数券を所持する者は、使用区間に相当する券片を引渡すことにより、使用料金の支払に代えることができる。
- 5 当社は、使用者が災害その他の事故により、その使用を中断されたときは、使用料金を収受しない。  
ただし、使用が中断された原因について責任のある使用者に対しては、この限りでない。

#### 第6条（通行券の所持等）

- 1 使用者は、前条第2項及び第3項の規定により、交付を受けた通行券を使用料金の支払いをするときまで常に所持し、当社の係員から請求があったときは、これを掲示し、検札を受けなければならない。
- 2 使用者が、検札を受けるとき及び使用料金支払の際、通行券の紛失があきらかなときは、当社の自動車道及び比叡山自動車道株式会社の自動車道を接続して全区間往復使用したものとみなして使用料金を収受する。

#### 第7条（自動車道の不正使用等）

- 1 使用者が自動車道を不正に使用したとき、又は第5条第2項及び第3項の規定により交付を受けた通行券を使用料金の支払をするときまで常に所持し、当社の係員から請求があったときは、これを掲示し、検札を受けなければならないことを拒んだときは、当社は、当社の自動車道及び比叡山自動車道株式会社の自動車道を接続して全区間往復したものとみなした使用料金のほかに、その額に相当する額を割増料金として収受する。
- 2 使用者が、自動車道の使用料金を不当に免れたときは、当社はその者から、その免れた額のほか、その免れた額の2倍に相当する額を割増料金として収受する。

3 回数券の発売を受けた者が、これを不正に使用したとき又は不正に使用させたときは、その者から券面表示の区間の使用料金額に、使用済券片数に乗じた額の2倍に相当する額を割増料金として収受する。

この場合において、当社はその者に対して以後回数券の使用を停止することがある。

#### 第8条（回数券の払い戻し）

未使用でかつ通用期間内の回数券について払戻しの請求があったときは、当該回数券を発売した金額から券面表示の区間の使用料金額に使用済券片数を乗じた金額を控除した残額を払い戻す。

この場合において、回数券1冊につき100円の手数料を収受する。

#### 第9条（係員の指示）

使用者は、当社の係員が自動車道の安全の維持又は交通整理のためにする職務上の指示に従わなければならない。

#### 第10条（供用の拒絶）

1 当社は、次の場合は自動車道の供用を拒絶する。

(1) 自動車道の使用が法令又は保安上の供用制限の規定に違反する場合。

(2) 自動車道の使用が供用時間外となる場合。

(3) 自動車道の使用が他の自動車の通行に著しく支障を及ぼすおそれがある場合。

(4) 自動車道の使用が公の秩序又は善良の風俗に反する場合。

(5) 天災その他やむを得ない理由により自動車の通行に支障がある場合。

(6) 国又は地方公共団体若しくはこれに準ずる団体の主催する特別な各種催物の場として使用するため一時閉鎖する場合。

2 当社は、使用者が前条若しくは第13条の規定に違反した場合、又は自動車道の使用が前項第1号から第4号までのいずれかに該当することとなった場合、若しくは前項第5号の事態が発生した場合は、使用者に自動車道から退去を求めることができる。

#### 第11条（当社の責任）

1 当社は、自動車道の使用により、使用者の生命身体又は財産に損害を与えた場合は、これを賠償する。

2 前項の場合において当社の責任は、使用者が自動車道に進入したときに始まり、自動車道から退去した時に終わる。

3 第1項の規定は、次の各号のいずれかによる損害の場合は適用しない。

- (1) 使用者の故意又は過失。
- (2) 当社の責任によらない自動車相互の接触又は衝突。
- (3) 盗難その他第三者による危害。
- (4) 天災地変その他の不可抗力。

#### 第12条（使用者の責任）

自動車道又はこれに付属する設備を故意又は過失により毀損した使用者はこれを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

#### 第13条（物品販売等の禁止）

使用者は、当社の許可を受けないで自動車道又はこれに付属する設備において物品の販売、若しくは配布又は宣伝、その他これに類する行為をしてはならない。

## 保安上の供用制限

当社一般自動車道を通行する自動車について保安上の供用制限は次による

### 1. 自動車の寸法及び重量（積荷を含む）

長	さ	12メートル以下	
幅		2.5メートル以下	
高	さ	3.8メートル以下	
総	重	量	20トン以下

### 2. 最高速度

40km/時

### 3. キャタピラ付自動車その他自動車道を損傷するおそれのある

構造等を有する自動車

## 使用料金表（片道）

（単位 円）

車 両 区 分		使用料金
二 輪 自 動 車		1, 1 0 0
軽 自 動 車	乗 用	1, 5 7 0
	貨 物	1, 5 7 0
小 型 自 動 車	乗 用	1, 5 7 0
	貨 物	1, 5 7 0
普 通 自 動 車	乗 用	1, 5 7 0
	貨 物	1, 5 7 0
バ ス 型 自 動 車	マイクロバス	3, 9 0 0
	路 線 バ ス	3, 9 0 0
	そ の 他	6, 2 5 0
大 型 貨 物 自 動 車		6, 2 5 0

※上記料金は消費税込みの料金です

### 1. 使用料金の注

- (1) 「バス型自動車」とは乗車定員11人以上の普通乗用車または小型乗用車をいう。
- (2) 「マイクロバス」とは路線バスを除いた乗車定員11人以上29人以下で車両総重量が8,000kg未満のバス型自動車をいう。
- (3) 「大型貨物自動車」とは下記のものを用いる。
  - (ア)普通貨物自動車で車両総重量が8,000kg以上のものまたは最大積載量が5,000kg以上のもの。
  - (イ)普通貨物自動車が他の車両を連結して通行するもの。
  - (ウ)大型特殊自動車。

### 2. 使用料金の割引

- (1) 回数券 10回券料金につき11回券
- (2) 身体障害者割引
  - (ア)身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身

身体障害者手帳の交付を受けている者（15才未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けている場合における当該保護者を除く。以下「身体障害者」という。）が自ら運転する乗用自動車（自動車検査証の「用途」欄に乗用と記載されているもので、乗車定員10人以下のもの。以下同じ。）貨物自動車（自動車検査証の「用途」欄に貨物と記載されているもので、後部座席が設置され乗車定員が4人以上10人以下のもののうち、乗車設備と荷台に仕切がないもの又は乗車設備と荷台が仕切られているもので最大積載量が500kg以下のもの。以下同じ。）、特種用途自動車（自動車検査証の「用途」欄に特種と記載されているものうち、「車体の形状」欄に車いす移動車、身体障害者輸送車又はキャンピング車と記載されているもので、乗車定員10人以下のもの。以下同じ。）又は二輪自動車（総排気量が125ccを越えるもの。以下同じ。）で、当該身体障害者又はその親族等（配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等。以下同じ。）が所有するもの（自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該身体障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であって、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該身体障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの。身体障害者1人につき1台に限る。

ただし、営業用の自動車[割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合以外であって、自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」若しくは「使用者の氏名又は名称」欄に法人名が記載されているもの、自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に事業用と記載されているもの又は外見上営業のために使用していることが明らかであるもの等。以下同じ。]を除く。)については、現金で徴収する料金の割引率を5割とする。ただし、割引後の料金の計算単位は、最小計算単位を10円とし、10円未満の端数が生ずる場合には、これを切り上げ10円とする。

- (イ)身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（15才未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該15才未満の者）のうち、別表の左欄に掲げる障害の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる等級（身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令

第15号)別表第5号に定める障害の等級をいう。)に該当する障害を有する者及び同表の左欄に掲げる障害を2以上有し、その障害の総合の程度が同表の右欄に準ずる者、又は療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙)の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者のうち、障害の程度が「療育手帳制度の実施について(昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知)」の第3の1(1)に規定する「重度」に該当する者(以下「重度障害者」という。)が乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する乗用自動車、貨物自動車、特種用途自動車又は二輪自動車で、当該重度障害者若しくはその親族等が所有するもの(自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であって、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの。重度障害者1人につき1台に限る。)又はこれらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有するもの(自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者を継続して日常的に介護している者の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であつて、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者を継続して日常的に介護している者の氏名が記載されているもの。重度障害者1人につき1台に限る。

ただし、営業用の自動車を除く。)については、現金で徴収する料金の割引率を5割とする。ただし、割引後の料金の計算単位は、最小計算単位を10円とし、10円未満の端数が生じる場合には、これを切り上げ10円とする。

別 表

障 害 の 区 分		障 害 の 程 度
視 覚 障 害 聴 覚 障 害		1 級から 3 級までの各級及び 4 級の 1 2 級及び 3 級
	上 肢 不 自 由	1 級、 2 級の 1 及び 2 級の 2
	下 肢 不 自 由	1 級、 2 級及び 3 級の 1
	体 幹 不 自 由	1 級から 3 級までの各級
	乳幼児期以前の非 進行性の脳病変に よる運動機能障害	上肢機能障害 移動機能障害
心臓機能障害 じん臓機能障害 呼吸器機能障害 ぼうこう又は直腸機能障害 小腸機能障害 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1 級から 4 級までの各級 1 級から 4 級までの各級 1 級から 4 級までの各級 1 級及び 3 級 1 級から 4 級までの各級 1 級から 4 級までの各級

### 3. 使用料金の適用方法

- (1) 車種区分については、道路運送車両法に基づく車種区分並びに 1. 使用料金の注に掲げる区分により適用する。
- (2) 乗用自動車及び貨物自動車以外の自動車（特殊用途自動車、小型特殊臨時運行の許可を受けた自動車等）については車名型式等を勘案して自動車の区分を定め使用料金表に掲げる使用料金を適用する。

奥比叡参詣自動車道株式会社